

**TOSHIBA**

調達取引先様

# グリーン調達ガイドライン

Ver. 12.3

東芝テック株式会社



# 目次

## I. グリーン調達

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 目的                | 3 |
| 2. 調達取引先様へのお願い事項     | 3 |
| 2.1 調達取引先様での環境保全の推進  | 3 |
| 2.2 納入品への環境関連物質含有の管理 | 3 |

## II. 環境関連物質管理基準

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 適用範囲                 | 4  |
| 2. 用語の定義                | 4  |
| 3. 納入品への含有化学物質に関する要求    | 5  |
| 3.1 納入品への含有を禁止する物質      | 5  |
| 3.2 納入品への含有を削減・代替化すべき物質 | 9  |
| 4. 包装材に関する要求            | 10 |
| 5. 電池に関する要求             | 10 |
| 6. 製品固有の要求事項            | 11 |
| 6.1 デジタル複合機(MFP)向け納入品   | 11 |

## I. グリーン調達

### 1. 目的

東芝テック(株)では、全ての調達品に関し、環境保全を積極的に推進している調達取引先様からの調達を推進しています。その中で、本グリーン調達ガイドラインは、製品を構成する部品、材料、ユニット、製品、副資材など(以下、納入品)について、環境負荷の小さい納入品の調達を行うことを目的とします。

### 2. 調達取引先様へのお願い事項

#### 2.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様の積極的な環境保全への取り組みをお願いします。当社は、調達にあたって、環境保全への積極的な取り組みを実施されている会社を優先します。

調達取引先様における環境保全の取り組みとしては、下記のような活動を想定しています。

- 1) 環境方針の設定
- 2) 環境保全システムの整備
- 3) 教育や実施確認の仕組み

この活動の中で、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、化学物質の管理、植林などの生物多様性保全の推進をお願い致します。

また、調達取引先様での製造工程(洗浄、脱脂、触媒など)で使用する化学物質で、オゾン層破壊物質や有機塩素系溶剤など法規制対象の化学物質は製造工程使用禁止とします。

調達取引先様における取り組み状況の把握のため、下記のような調査を実施させていただきます。ご協力をお願い致します。

- 1) 取り組み状況の書類調査
- 2) 取り組み状況の現地調査

#### 2.2 納入品への環境関連物質含有の管理

調達取引先様の、部品、材料、ユニット、製品などの納入にあたって、環境関連法規制の遵守、本ガイドラインⅡ.「環境関連物質管理基準」の遵守、及び環境負荷の小さい納入品の提供をお願い致します。

上記お願い事項の確実化のため、下記の事項を含む管理の正しい実施をお願い致します。

- 1) 本「グリーン調達ガイドライン」での要求事項の、全ての関係部署やサプライアへの周知徹底。
- 2) 当社発行の購入仕様書、購入図面における環境関連物質管理に関する要求事項の実現。
- 3) 当社からのお願いする環境関連物質使用状況調査への回答。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。主な調査は下記です。

- i) chemSHERPA フォームによる禁止物質の不含有確認
  - ii)「東芝テック調査票」による禁止物質の不含有確認
  - iii)EU REACH規則のSVHC含有有無および含有量調査 (chemSHERPA フォーム、他による)
  - iv)分析評価結果の提出
  - v) その他、上記お願い事項の確実化のため、必要な調査
- 4) 上記の回答にあたって、納入品を構成する全ての部品、材料のサプライアからの必要情報の入手。  
特に、樹脂材料を含む部品、ユニット品に対し、特定フタル酸エステル類不含有の回答にあたっては上流の樹脂材料メーカーからの証明書(適合宣言書、不含有証明書、分析・検査データ、chemSHERPA など)を入手すること。
  - 5) 当社要求事項の遵守を実現するために、必要である場合は、分析測定の実施又は/及びサプライアからの分析測定結果の入手。
  - 6) サプライアの管理体制の調査と把握(オーデットを含む)。

## II. 環境関連物質管理基準

### 1. 適用範囲

当社製品を構成する納入品(部品、材料、ユニット、製品、副資材、など)に含有する環境関連物質を対象とします。

当社製品には、ODM製品、OEM納入品、当社が販売するオリジナルブランド製品(当社ブランドでない製品)、保守部品、修理済み品を含みます。

また、当社と資本関係がある各国の製造、販売拠点に直接納入されるものを含みます。

### 2. 用語の定義

#### (1) 環境関連物質

地球環境全般に環境影響を及ぼすおそれのある物質で本基準で指定するもの。

#### (2) 使用禁止物質(納入品への含有を禁止する物質)

環境関連物質のうち、法令等で使用、製造を禁止しているもの、及び弊社が使用禁止しているもので本基準で指定するもの。

#### (3) 削減・代替化物質(納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質)

環境関連物質のうち、全廃や計画的な削減を推進する物質として本基準で指定するもの。

#### (4) 意図した含有

(5)の不純物とは認められない含有。機能、性能を得るための必要成分として用いられる場合の含有など。

#### (5) 意図しない含有(不純物としての含有)

自然界に存在するもの、または反応過程で生ずるもので、精製などによっても技術的に除去しきれないもの。

#### (6) 均質材料(homogeneous material)

機械的に異なった材料に分離できない材料。

均質とは全体が均一組成であることを意味し、均質材料の例は、個々の種類の、プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、板、樹脂、コーティング、等。

機械的分離とは、ねじを外す、切断する、粉砕する、研削する、すり剥く、ような機械的な行為によって分離すること。

<例>・コーティングもアタッチメントもない、単一タイプのプラスチックは均質材料

- ・電気ケーブルは、金属線とそれをくるむ非金属の絶縁物からなり、均質材料ではなく、含有濃度は各々の材料ごとに算出する。
- ・半導体パッケージは以下を含む多くの均質材料から構成されるので、その均質材料ごとに含有濃度を評価する：プラスチック モールドイング、リードフレームへの錫の電気メッキ コーティング、リードフレーム合金、金のボンディングワイヤ。

(注) クロメート処理に関しては、クロメート皮膜のみ(下地メッキを含まない)を一つの均質材料とします。

### 3. 納入品への含有化学物質に関する要求

#### 3.1 納入品への含有を禁止する物質

表1に示す物質については、納入品への下記の含有がないこと。

- 1) 意図した含有
- 2) 最大許容濃度を超える含有

表3に最大許容濃度を示します。最大許容値を定めていないものも、その不純物含有が正しく管理されている必要があります(少なくとも使用部品単位で0.1wt%(1000ppm)を超えないものとします)。

但し、表2に示す使用用途は上記1) 2)の含有を許容するものとします(規制除外用途)。

また、保守部品への使用を目的とした購入など、禁止物質を含む部品、材料、製品を当社が購入する場合があります。その場合は、当社担当部門の指示に従ってください。

3.2 で示す、削減・代替化学物質についても、使用用途によっては使用を禁止しているものがあります。

表6の注を参照願います。

表1 納入品への含有を禁止する物質

| 参照 No. | 物質名  |
|--------|--|
| TA1    | 鉛及びその化合物   |
| TA2    | 水銀及びその化合物  |
| TA3    | 六価クロム化合物   |
| TA4    | カドミウム及びその化合物   |
| TA5    | ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)   |
| TA6    | ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)  |
| TA7    | ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBTO)  |
| TA8    | 三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類、他。TBTO(参照 No.TA 7)を除く)  |
| TA9    | ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)／ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)  |
| TA10   | ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)   |
| TA11   | 短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長:10～13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。)  |
| TA12   | アスベスト類   |
| TA13   | アゾ染料・顔料(特定アミン(表4参照)を形成するアゾ染料・顔料で、直接かつ長時間、皮膚に接触する部位への使用に限り禁止。)  |
| TA14   | オゾン層破壊物質(ODS) (表5参照)   |
| TA15   | 放射性物質  |
| TA16   | 欠番   |
| TA17   | 欠番   |
| TA18   | 黄りん(半導体以外への含有を禁止)および赤りん  |
| TA19   | 欠番   |
| TA20   | 欠番   |
| TA21   | 欠番   |
| TA22   | 欠番   |
| TA23   | 欠番   |
| TA24   | 欠番   |
| TA25   | 欠番   |
| TA26   | 欠番   |
| TA27   | 欠番   |
| TA28   | 欠番   |
| TA29   | 欠番   |
| TA30   | 欠番   |
| TA31   | 欠番   |
| TA32   | 欠番   |
| TA33   | 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール   |
| TA34   | パーフルオロオクタン sulfone 酸(PFOS)及びその塩 (分子式 C <sub>8</sub> F <sub>17</sub> SO <sub>2</sub> X、XはOH基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体) |
| TA35   | フマル酸ジメチル(DMF)  |
| TA36   | ジブチルスズ(DBT)化合物   |
| TA37   | パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)＝フルオリド(PFOSF)  |
| TA38   | 欠番   |

|      |  |
|------|--|
| TA39 | 欠番   |
| TA40 | 欠番   |
| TA41 | 欠番   |
| TA42 | 欠番   |
| TA43 | ジオクチルスズ(DOT)化合物                                |
| TA44 | 欠番   |
| TA45 | 欠番   |
| TA46 | 欠番   |
| TA47 | 欠番   |
| TA48 | ヘキサブロモシクロドデカン類(HBCDD)                          |
| TA49 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)                        |
| TA50 | フタル酸ジブチル(DBP)                                  |
| TA51 | フタル酸ブチルベンジル(BBP)                               |
| TA52 | フタル酸ジイソブチル(DIBP)                               |
| TA53 | パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質               |
| TA54 | リン酸トリアリールイソプロピル化物(リン酸トリス、イソプロピルフェニル)(PIP(3:1)) |
| TA55 | ペンタクロロチオフェノール(PCTP)                            |

参照 No. :別表「該当する物質の詳細」への参照番号を示します。物質の詳細は別表をご参照願います。  
別表はweb掲載の最新版を参照のこと。

表2 規制除外用途(使用可能用途)

| 物質名   | 規制除外用途(使用可能用途)   | 法令<br>除外適用<br>期限 | RoHS指令<br>適用除外<br>番号 |
|---|--|------------------|----------------------|
| 鉛及び<br>その化合<br>物  | 蛍光管の中のガラスの中の0.2wt%以下の鉛   | -                | 5(b)                 |
|   | 機械加工用途の鋼中に重量当り0.35%以下で、且つバッチ処理される溶融亜鉛めっき鋼部品中に重量当り0.2%以下で合金成分として含まれている鉛   | -                | 6(a)-I               |
|   | 鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる0.4wt%以下の鉛  | -                | 6(b)-I               |
|   | 鉛含有量が重量当り0.4%以下である機械加工用途のアルミニウム中の合金成分としての鉛   | -                | 6(b)-II              |
|   | 銅合金に含まれる4wt%以下の鉛   | -                | 6(c)                 |
|   | 高温はんだ(すなわち85wt%以上の鉛を含む鉛合金)の中の鉛   | -                | 7(a)                 |
|   | 電子電気部品のガラス及びセラミック(キャパシター中の誘電セラミック外)に含まれる鉛。例えば、 piezo素子、または、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物の中の鉛。   | -                | 7(c)-I               |
|   | 定格電圧がAC125VあるいはDC250V以上のキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛   | -                | 7(c)-II              |
|   | 少なくとも次の基準のうちの一つに適用されるICフリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛<br>・90nm半導体テクノロジーノード以上<br>・いずれの半導体テクノロジーノードにおいても300mm <sup>2</sup> 以上の単一のダイ<br>・300mm <sup>2</sup> 以上のダイか300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンインターポーザーを有する積層ダイパッケージ | -                | 15(a)                |
|   | 機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛  | -                | 24                   |
| 理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛 | -  | 29               |                      |
| サーメットベースのトリマー電位差計構成要素中の鉛                                  | -  | 34               |                      |

|   |   |   |                |
|---|---|---|----------------|
| 水銀及びその化合物   | 1口金具タイプの(コンパクト)蛍光灯ランプに含まれる、ランプ1個あたり以下の量を超えない水銀:<br>c)50W以上150W未満の一般照明用:5mg<br>d)150W以上の一般照明用:15mg<br>f)特殊目的用:5mg  | - | 1(c),1(d),1(f) |
|   | その他のCOMMISSION DECISION 2010/571/EU ANNEXで言及されていない、特殊目的用の放電ランプに含まれる水銀。  | - | 4(f)           |
| PFOS及びその塩   | フトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止膜剤フィルム、紙または印刷原版用に塗布される写真コーティング剤<br>利用可能な最先端の技術をフルに適用することにより、環境への放出PFOS量が最小化されるよう管理された電気メッキシステムで用いられる、非装飾用硬質クロム(VI)メッキ用ミスト抑制剤および湿潤剤 | - | -              |
| ジオクチルスズ(DOT)化合物                                     | 以下を除く用途<br>皮膚と接触することを意図した繊維製の成形品、手袋、<br>皮膚と接触することを意図した履物または履物の部品、壁および床の被覆材、育児用成型品、女性用衛生製品、おむつ、2液室温硬化型鋳型キット(RTV-2鋳型キット)  | - | -              |
| リン酸トリアリールイソプロピル化合物(リン酸トリス、イソプロピルフェニル)<br>(PIP(3:1)) | 潤滑剤およびグリースに使用するPIP(3:1)、PIP(3:1)を含む潤滑剤およびグリースを使用した製品、および潤滑剤およびグリースに含まれたPIP(3:1)。  | - | -              |

表3 最大許容濃度

| 物質名  | 使用用途/規制法規   | 最大許容濃度(*1)(*2)                   |
|--|---|----------------------------------|
| 鉛及びその化合物   | 全ての用途。RoHS指令による。                                      | 0.1wt% (1000ppm)                 |
| 水銀及びその化合物  | 全ての用途。RoHS指令による。                                      | 0.1wt% (1000ppm)                 |
| 六価クロム化合物   | 全ての用途。RoHS指令による。                                      | 0.1wt% (1000ppm)                 |
| カドミウム及びその化合物   | 全ての用途。RoHS指令による。                                      | 0.01wt% (100ppm)                 |
| PBB  | 全ての用途。RoHS指令による。                                      | 0.1wt% (1000ppm)                 |
| PBDE   | 全ての用途。RoHS指令、米国TSCA PBT規則による。                         | 意図的添加の禁止、及び0.1wt% (1000ppm) (*3) |
| PFOS及びその塩  | 表面処理(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)                    | 1 µg/m <sup>2</sup> 未満           |
|  | 上記以外(同上)  | 0.1wt%(1000ppm)未満                |
| 三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類、他。TBTO(参照No.TA7)を除く) | 一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。) | スズ換算0.1重量%                       |
| ジブチルスズ(DBT)化合物   | 一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。) | スズ換算0.1重量%                       |
| ジオクチルスズ(DOT)化合物  | 一般公共に供給する混合物および成形品やその部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。) | スズ換算0.1重量%                       |
| ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)／ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)                           | POPs(非意図的に含有する可能性のある有機顔料を含む)                          | 50ppm未満                          |
| DEHP   | 電気電子機器:RoHS指令による。                                     | 0.1wt% (1000ppm)                 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| DBP   | 電気電子機器:RoHS指令による。   | 0.1wt% (1000ppm)                         |
| BBP   | 電気電子機器:RoHS指令による。   | 0.1wt% (1000ppm)                         |
| DIBP  | 電気電子機器:RoHS指令による。   | 0.1wt% (1000ppm)                         |
| DEHP、DBP、BBP、DIBP   | RoHS指令対象の電気電子機器以外:欧州化学物質規制REACH ANNEX XVII<br>エントリー51 (EU)2018/2005による。 | DEHP、DBP、BBP、DIBP合計で0.1wt% (1000ppm)(*4) |
| フマル酸ジメチル(DMF)   | 成形品や部品(欧州化学物質規制REACH ANNEX XVIIによる。)                                    | 0.1ppm                                   |
| 短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長:10~13)  | POPs  | 濃度によらない                                  |
| パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質                              | POPs  | PFOAとその塩で25ppb, 又はPFOA関連物質で1000ppb       |
| アゾ染料・顔料(特定アミン(表4参照)を形成するアゾ染料・顔料で、直接かつ長時間、皮膚に接触する部位への使用に限り禁止。) | 欧州化学物質規制REACH ANNEX XVII  | 意図的添加の禁止、及び特定アミンとして30ppm                 |
| リン酸トリアリールイソプロピル化物(リン酸トリス、イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))               | 米国TSCA PBT規則  | 意図的添加の禁止(*5)                             |
| ペンタクロロチオフェノール(PCTP)   | 米国TSCA PBT規則  | 1wt% (10,000ppm)(*5)                     |

(\*1) 最大許容濃度は「均質材料(homogeneous material)」を単位とする。

(\*2) 金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とする。

例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とする。

(\*3) PBDEの最大許容濃度は、均質材料における、すべての種類のPBDE(Deca-BDE含む)の合計濃度とする。

(\*4) 成形品が産業用用途のみ、あるいは農業用途のみに用いられる、または開放環境でのみ用いられ、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚と長時間接触しない場合は対象外。

(注)「皮膚との長時間接触」とは、10分以上の継続的な接触、または一日当たり30分の断続的な接触をいう。

(\*5)米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、及び成形品を制限するもの。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象としない。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除く。

表4 特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

| 物質名                         | 化学式  | CAS No.  |
|-----------------------------|--|----------|
| 4-アミノアゾベンゼン                 | C <sub>12</sub> H <sub>11</sub> N <sub>3</sub>                 | 60-09-3  |
| o-アニシジン                     | C <sub>7</sub> H <sub>9</sub> NO                               | 90-04-0  |
| 2-ナフチルアミン(β-ナフチルアミン)        | C <sub>10</sub> H <sub>9</sub> N                               | 91-59-8  |
| 3,3'-ジクロロベンジジン              | C <sub>12</sub> H <sub>10</sub> Cl <sub>2</sub> N <sub>2</sub> | 91-94-1  |
| 4-アミノジフェニル                  | C <sub>12</sub> H <sub>11</sub> N                              | 92-67-1  |
| ベンジジン                       | C <sub>12</sub> H <sub>12</sub> N <sub>2</sub>                 | 92-87-5  |
| o-トルイジン                     | C <sub>7</sub> H <sub>9</sub> N                                | 95-53-4  |
| 4-クロロ-2-メチルアニリン             | C <sub>7</sub> H <sub>8</sub> ClN                              | 95-69-2  |
| 2,4-トルエンジアミン                | C <sub>7</sub> H <sub>10</sub> N <sub>2</sub>                  | 95-80-7  |
| o-アミノアゾトルエン                 | C <sub>14</sub> H <sub>15</sub> N <sub>3</sub>                 | 97-56-3  |
| 5-ニトロ-o-トルイジン               | C <sub>7</sub> H <sub>8</sub> N <sub>2</sub> O <sub>2</sub>    | 99-55-8  |
| 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | C <sub>13</sub> H <sub>12</sub> Cl <sub>2</sub> N <sub>2</sub> | 101-14-4 |
| 4,4'-メチレンジアニリン              | C <sub>13</sub> H <sub>14</sub> N <sub>2</sub>                 | 101-77-9 |
| 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル          | C <sub>12</sub> H <sub>12</sub> N <sub>2</sub> O               | 101-80-4 |
| p-クロロアニリン                   | C <sub>6</sub> H <sub>6</sub> ClN                              | 106-47-8 |



|                             |   |          |
|-----------------------------|---|----------|
| 3,3'-ジメトキシベンジジン             | C <sub>14</sub> H <sub>16</sub> N <sub>2</sub> O <sub>2</sub> | 119-90-4 |
| 3,3'-ジメチルベンジジン              | C <sub>14</sub> H <sub>16</sub> N <sub>2</sub>                | 119-93-7 |
| 2-メトキシ-5-メチルアニリン            | C <sub>8</sub> H <sub>11</sub> NO                             | 120-71-8 |
| 2,4,5-トリメチルアニリン             | C <sub>9</sub> H <sub>13</sub> N                              | 137-17-7 |
| 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド         | C <sub>12</sub> H <sub>12</sub> N <sub>2</sub> S              | 139-65-1 |
| 2,4-ジアミノアニソール               | C <sub>7</sub> H <sub>10</sub> N <sub>2</sub> O               | 615-05-4 |
| 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン | C <sub>15</sub> H <sub>18</sub> N <sub>2</sub>                | 838-88-0 |

表5 オゾン層破壊物質

|                |  |
|----------------|--|
| CFC            | (モントリオール議定書 附属書A グループ I)                           |
| ハロン            | (モントリオール議定書 附属書A グループ II)                          |
| その他のCFC        | (モントリオール議定書 附属書B グループ I)                           |
| 四塩化炭素          | (モントリオール議定書 附属書B グループ II)                          |
| 1,1,1-トリクロロエタン | (モントリオール議定書 附属書B グループ III)                         |
| HCFC           | (モントリオール議定書 附属書C グループ I)<br>およびHCFC-132b,HCFC-133a |
| HBFC           | (モントリオール議定書 附属書C グループ II)                          |
| ブロモクロロメタン      | (モントリオール議定書 附属書C グループ III)                         |
| 臭化メチル          | (モントリオール議定書 附属書E)                                  |

### 3.2 納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質

表6に示す物質については、納入品への含有を報告し、他の物質への代替を進めて下さい。当社は、同等な代替品がある場合、ここに挙げられた物質を含まない部品、材料、製品の採用を優先致します。

また、この分類の物質であっても、特定の使用用途によっては含有を禁止しているものがあります。表6の補足説明を参照願います。

表6 納入品への含有を報告および削減・代替化すべき物質

| 参照 No. | 物質名  |
|--------|--|
| TB1    | ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物                            |
| TB2    | テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)                         |
| TB3    | 臭素系難燃剤(TA5,TA6,TA48,TB2を除く)                    |
| TB4    | アンチモン及びその化合物                                   |
| TB5    | ヒ素及びその化合物                                      |
| TB6    | ベリリウム及びその化合物                                   |
| TB7    | ビスマス及びその化合物                                    |
| TB8    | ニッケル及びその化合物 (*1)                               |
| TB9    | 一部のフタル酸エステル類                                   |
| TB10   | セレン及びその化合物                                     |
| TB11   | 亜鉛化合物  |
| TB12   | 長鎖型塩化パラフィン                                     |
| TB13   | シアン化合物   |
| TB14   | パーフルオロカーボン(PFC)                                |
| TB15   | ハイドロフルオロカーボン(HFC)                              |
| TB16   | ハロゲン系樹脂添加剤(TA5,TA6,TA48,TB2,TB3を除く)            |
| TB17   | マンガン及びその化合物                                    |
| TB18   | 有機スズ化合物(TA7,TA8,TA36,TA43を除く)                  |
| TB19   | 六フッ化硫黄(SF6)                                    |
| TB20   | 欧州 REACH 規則の SVHC(認可対象候補物質) (*2)               |
| TB21   | Proposition65 List of Chemicals に記載されている物質(*3) |
| TB22   | (欠番)   |
| TB23   | 多環芳香族炭化水素(PAH)                                 |
| TB24   | PFCAs  |
| TB25   | ベンジジン及びその塩                                     |
| TB26   | 4-アミノジフェニル及びその塩                                |
| TB27   | β-ナフチルアミン及びその塩                                 |

|      |   |
|------|---|
| TB28 | 有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)                   |
| TB29 | (欠番)  |
| TB30 | ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類                                      |
| TB31 | シマジン  |
| TB32 | ビスフェノール A(感熱紙に 0.02wt%以上含有に限る)                              |
| TB33 | Small Brominated Alkyl Alcohols (炭素数3-5の臭素化アルキルアルコール類)      |
| TB34 | ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン                                 |
| TB35 | りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)                                      |
| TB36 | IEC62474 に記載されている物質(*4)                                     |
| TB37 | 中国化学物質優先制御リスト(第1次)および(第2次)に記載されている物質                        |
| TB38 | PFHxS とその塩および PFHxS 関連物質                                    |
| TB39 | ビスフェノール S(感熱紙に 0.02wt%以上含有に限る)                              |
| TB40 | 中鎖型塩化パラフィン(MCCPs)   |
| TB41 | デクロンプラス   |
| TB42 | TSCA 第6条(h)に基づくPBT物質のうち、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール及びヘキサクロロブタジエン |

参照 No. : 別表「該当する物質の詳細」への参照番号を示します。物質の詳細は別表をご参照願います。

別表はweb掲載の最新版を参照して下さい。

(\*1) ニッケル及びその化合物については、人体に継続的に触れる部分への使用を禁止します。

(\*2) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。

分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(\*3) 記載されている物質は WEB 掲載の最新版を参照願います。

[http://oehha.ca.gov/prop65/prop65\\_list/Newlist.html](http://oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html)

(\*4) 記載されている物質は WEB を参照願います。 <http://std.iec.ch/iec62474>

#### 4. 包装材に関する要求

納入品の包装材(集合包装を含め納入されるすべての包装材)につき、3.「納入品への含有化学物質に関する要求」で記した要求に加え、表7に示す物質の含有がないこと。最大許容濃度が定められているものは、それを超える含有を禁止します。最大許容濃度が定められていないものは、意図した含有の禁止とします。

表7 包装材への含有を禁止する物質

| 参照No.   | 物質名                     | 規制対象   | 最大許容濃度(*1)(*2)   |
|---------|-------------------------|--|------------------|
| TA1-TA4 | 鉛、カドミウム、水銀、六価クロム及びその化合物 | 包装材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムとその化合物の総量が最大許容濃度を超える含有 | 0.01wt% (100ppm) |
| TB1     | ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物     | 包装材に含まれるポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物                    | -<br>(意図した含有禁止)  |

(\*1) 最大許容濃度は「均質材料(homogeneous material)」を単位とする。

(\*2) 金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とする。

#### 5. 電池に関する要求

1次電池、2次電池を問わず、また、単体の電池か機器やユニットに組み込まれたものかを問わず、すべての電池に関し、EU 電池指令(2006/66/EC)を遵守すること。この中には、表8に示す物質の最大許容濃度を超える含有禁止が含まれます。

組電池などにおけるセル以外の部分に関しては、本項の要求に加え、3.「納入品への含有化学物質に関する要求」に示す要求を満たすこと。

表8 電池への含有を禁止する物質

| 参照No. | 物質名          | 規制対象                 | 最大許容濃度(*1)       |
|-------|--------------|----------------------|------------------|
| TA1   | カドミウム及びその化合物 | 携帯型電池または蓄電池へのカドミウム含有 | 0.002wt% (20ppm) |
| TA4   | 水銀及びその化合物    | すべての電池に含まれる水銀の含有     | 0.0005wt% (5ppm) |

(\*1) 最大許容濃度は電池全体での元素の質量比率とする。

## 6. 製品固有の要求事項

3. から5. の要求事項に加え、当社の特定期製品向け納入品に限定した要求事項を本項で示します。調達取引先様にて、納入品が、指定された当社製品に使用されることが明確な場合は、本項の要求を満たす必要があります。

### 6.1 デジタル複合機(MFP)向け納入品

納入品が、デジタル複合機(MFP)に使用されることが明確な場合、表9に示す物質の意図した含有を禁止します。

表9 デジタル複合機向け納入品の規制事項

| 物質名  | 規制対象                   | 最大許容濃度          |
|--|------------------------|-----------------|
| EC理事会指令67/548/EECの付属書Iに記載された、発がん性、変異原性、生殖毒性のいずれかにおいて、カテゴリー1～3 に分類された物質 | 25g 以上のプラスチック製筐体部品への含有 | -<br>(意図した含有禁止) |

グリーン調達ガイドライン

**東芝テック株式会社**

発行日：2022年1月7日(Ver.12.3)